

様式44

令和 4 年 10 月 27 日

三重県知事 一見 勝之 殿

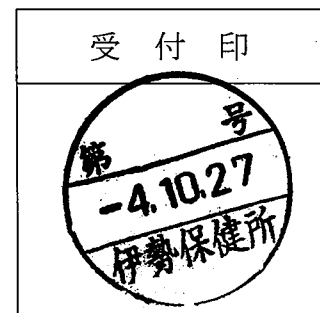
三重県伊勢市常磐2丁目13番7号
医療法人社団 藤田 歯科
理事長 藤田 剛
電話 0596-(24)-9261

決 算 届

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 藤田 歯科
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市常磐2丁目13番7号
- (3) 設立認可年月日 平成元年8月21日
- (4) 設立登記年月日 平成元年9月1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	藤田 歯科	三重県伊勢市常磐2丁目13番7号	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年9月20日 令和3年7月度決算の決定

令和4年7月31日 令和5年7月度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 藤田歯科
 所在地 三重県伊勢市常盤2丁目13番7号

※医療法人整理番号 D26

財 産 目 録
 (令和4年7月31日現在)

1. 資	産	額		48,803	千円
2. 負	債	額		31,334	千円
3. 純	資	産	額	17,469	千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,633
B 固 定 資 産	39,170
C 資 産 合 計 (A+B)	48,803
D 負 債 合 計	31,334
E 純 資 産 (C-D)	17,469

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建	物	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 藤田歯科
 所在地 三重県伊勢市常磐2丁目13番7号

※医療法人整理番号 026

貸借対照表
 (令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	9,633	I 流動負債	13,581
II 固定資産	39,170	II 固定負債	17,753
1 有形固定資産	32,936	負債合計	31,334
2 無形固定資産	150	純資産の部	
3 その他の資産	6,084	科目	金額
		I 資本金	5,000
		II 利益剰余金	12,469
		純資産合計	17,469
資産合計	48,803	負債・純資産合計	48,803

法人名 医療法人社団 藤田歯科
 所在地 三重県伊勢市常磐2丁目13番7号

※医療法人整理番号 D26

損 益 計 算 書
 (自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	41,961
2 事業費用	42,200
事業損失	△ 239
II 事業外収益	2,256
経常利益	2,017
IV 特別利益	
税引前当期純利益	2,017
法人税等	72
当期純利益	1,945

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 藤田 歯 科
理事長 藤 田 剛 殿

私は、医療法人社団 藤田歯科 の令和3年会計年度(令和3年8月1日から令和4年7月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月20日

医療法人社団 藤田 歯 科
監事 辻 邦 宏